

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第3951号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と「仕様書（別紙 1）」、「各種様式（別紙 2）」、「札幌市競争入札参加者心得（別紙 3）」及び「契約書（案）（別紙 4）」を指す。

1 告示日 令和 7 年 9 月 22 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎15階

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

電話：（011）211-2379

電子メール：it.contents@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

防火シャッター駆動部ほか交換改修業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書（別紙 1）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 3 条に定める者のほか、同要領第85条に基づき以下の条件を満たす者であること。

ア 令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」又は「建物設備等保守管理業」に登録されている者

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 参加意向・資格の確認
この一般競争に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙2-様式1-）を令和7年9月30日（火）12時15分までに、上記2宛に持参又は送付により提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の日時及び場所
令和7年10月3日（金）13時30分
札幌市経済観光局経済戦略推進部
（札幌市中央区北1条西2丁目 市役所15階）
- (4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、指定の様式（別紙2-様式2-）にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年10月3日13時30分開札〔防火シャッター駆動部ほか交換改修業務〕入札書在中」の旨を記載し、上記(3)の指定日時及び場所に提出すること。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年10月3日13時30分開札〔防火シャッター駆動部ほか交換改修業務〕入札書在中」の旨を記載し、上記(3)の指定日時（必着）及び場所に送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法
電子メールにより提出すること。提出の際は、件名に「防火シャッター駆動部ほか交換改修業務 質問」と記載すること。
イ 提出先及び期限
質問票（別紙2-様式3-）により、上記2の電子メールアドレス宛に、令和7年9月29日（月）17時15分までに提出すること。
ウ 回答の方法
質問者へは電子メールにより回答するとともに、公平性を期するために公表すべきと判断した質問は、札幌市経済観光局ホームページ内（https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/it/eresen_shutter.html）に質問及び回答の内容を掲載する（質問を行った法人名は公表しない）。
- (7) 入札の無効
ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得（別紙3）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかった場合は、当該入札を無効とす

る。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期・中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状（別紙2-様式4-）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(3)の場所において行う。

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は代理委任状（別紙2-様式4-）を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内となる価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当する場合は免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その他が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙4のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内（札幌市の休日の定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。